

下関市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離島地域における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため、使用済自動車海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (2) 離島 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定に基づき、昭和32年8月16日総理府告示第379号及び昭和36年9月27日総理府告示第25号で指定された、蓋井島及び六連島をいう。
- (3) 海上輸送 使用済自動車を離島から本土まで船舶を使用して輸送することをいう。
- (4) 使用済自動車引取証明書 法第2条第11項に規定する引取業者が使用済自動車を引き取る際に、法第80条の規定により、使用済自動車の引取りを求めた者に対し交付する書面をいう。
- (5) 出えん率 公益財団法人自動車リサイクル促進センターが実施する離島対策支援事業の協力資金出えん率をいう。
- (6) 関連事業者 法第2条第17項に規定する関連事業者をいう。
- (7) 補助対象者 自動車の所有者又は関連事業者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用（以下「海上輸送経費」という。）を負担した補助対象者に対して交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

使用済自動車の海上輸送費（使用済自動車1台当たりの海上輸送費が15,000円を超えるときは、当該使用済自動車に係る海上輸送費は15,000円とする。）とする。

- 2 補助金の交付額は、補助対象経費に出えん率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 使用済自動車引取証明書の写し
- （2） 使用済自動車ごとの海上輸送経費を証明する書類

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を使用済自動車海上輸送費補助金交付の決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。この場合において、特に市長が必要であると認めるときは、条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないとき認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付等）

第7条 補助対象者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けたときは、速やかに使用済自動車海上輸送費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。